

同時発表 九州運輸局、熊本運輸支局、大分運輸支局

平成28年5月12日

自動車局整備課

**平成28年熊本地震に伴う自動車検査証の有効期間の再伸長について**

平成28年熊本地震に伴い、被災地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、熊本県の一部地域の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたので、お知らせします。

くまもと うと うき みさと みふね かしま ましき こうさ やまと きくち こうし おおづ  
熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、  
きくよう たまな ぎよくとう やまが あそ みなみおくに おくに みなみあそ にしはら やつしる ひかわ  
菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

平成28年熊本地震に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、熊本県の以下の地域においては、未だ継続検査を受けることが困難な状況であると認められることから、自動車検査証の有効期間の満了日が、4月15日から6月14日までのものは、6月15日まで自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日、公示しました。

なお、有効期間を再伸長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じる恐れもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すればよいこととなります。

**【対象地域】**

熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

**【参考】**

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、保安基準適合証等<sup>1</sup>及び限定自動車検査証<sup>2</sup>の有効期間についても伸長することとし、本日、公示しました。

これらを含む自動車検査証等の伸長の対象地域と、伸長後の有効期間は別紙のとおりです。

- 1 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章。
- 2 限定自動車検査証とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、自動車が発行できるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

**<お問い合わせ先> 自動車局整備課**

自動車検査証、限定自動車検査証関係 中村、蕪木<sup>かぶらぎ</sup> TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639  
保安基準適合証等関係 久手、成澤 TEL：03-5253-8600（直通） FAX：同上

## 自動車検査証等の伸長の対象地域及び伸長後の有効期間について

### 1. 自動車検査証の有効期間の伸長

熊本県全域及び大分県の一部地域<sup>1</sup>に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものについて、平成28年5月15日まで伸長

熊本県の一部地域<sup>2</sup>に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年6月14日までのものについて、平成28年6月15日まで伸長

### 2. 限定自動車検査証の有効期間の伸長

熊本県全域に使用の本拠を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものについて、平成28年5月15日まで伸長

熊本県の一部地域<sup>2</sup>に使用の本拠を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものについて、平成28年6月15日まで伸長

### 3. 保安基準適合証等の有効期間の伸長

熊本県全域及び大分県の一部地域<sup>1</sup>に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者（以下「指定工場」という）が交付した保安基準適合証等であって、保安基準適合証等の有効期間が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものについて、平成28年5月15日まで伸長

熊本県の一部地域<sup>2</sup>に事業場を置く指定工場が交付した保安基準適合証等であって、その有効期間が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものについては、平成28年6月15日まで伸長

1 大分県の一部地域は、別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町

2 熊本県の一部地域は、熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、八代市、氷川町

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、熊本県の一部地域 に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成28年4月15日から同年6月14日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

## 一部地域

熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町  
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町  
上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町  
菊池郡菊陽町、玉名市、玉名郡玉東町、山鹿市、阿蘇市  
阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南阿蘇村  
阿蘇郡西原村、八代市、八代郡氷川町

平成28年5月12日

九州運輸局  
熊本運輸支局長

# 公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

- 1 . 当該支局管内に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者(以下、指定工場という。)が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

ただし、一部地域 に事業場を置く指定工場が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

- 2 . 当該支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

ただし、一部地域 に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当

該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年4月28日までのものは、平成28年6月15日をもって満了するものとする。

一部地域

熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡美里町、上益城郡御船町、  
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町  
上益城郡山都町、菊池市、合志市、菊池郡大津町  
菊池郡菊陽町、玉名市、玉名郡玉東町、山鹿市、阿蘇市  
阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南阿蘇村  
阿蘇郡西原村、八代市、八代郡氷川町

平成28年5月12日

九州運輸局

熊本運輸支局長

# 公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 大分県内の一部地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成28年4月15日から平成28年5月14日までのものは、平成28年5月15日をもって満了するものとする。

### 一部地域

別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、  
玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

平成28年5月12日

九州運輸局  
大分運輸支局長